

令和 3 年 2 月 5 日
リサイクル燃料貯蔵株式会社

使用済燃料貯蔵施設の技術基準への適合性に関する説明書の記載方針について

1. 記載方針

1. 1 基本的考え方

申請設備の構造，機能及び性能の仕様について，技術基準による要求事項，関連する設備との関係性及び説明内容の類似性を踏まえて類型化し，技術基準への適合性を合理的に説明する。

1. 2 説明範囲について

申請設備の設計及び工事を実施する上で必要となる構造，機能及び性能の仕様の根拠に関する事項を説明の範囲とする。

1. 3 説明書の構成について

施設及び申請設備の特徴を踏まえ，貯蔵事業規則第四条の施設の区分及び技術基準規則の条文に基づき，下記の構成を基本とする。

- (1) 基本的安全機能に関する説明書
- (2) 自然現象及び共通的な外部事象による荷重による損傷の防止に関する説明書
- (3) 各設備に関する技術基準への適性に関する説明書

1. 4 説明内容について

技術基準への適合に必要な構造，機能及び性能の仕様の根拠について，設備の重要度に応じて，計算，評価，整理表又は図面等を活用し，合理的に説明する。

2. 技術基準への適合性の説明の整理について

2. 1 説明の分類

施設を構成する設備について技術基準による要求事項及び関連する設備との関係性を踏まえて分類（条項要求該当有無記号により明確化）し、申請設備について技術基準適合性説明に必要となる事項及び申請書での記載箇所を明確化する。

なお、技術基準に基づく設備に加えて、使用済燃料貯蔵施設の設計に関する知見を考慮して、信頼性を向上させる対象を自主的に拡張し、これを「信頼性拡張設備」として技術基準要求設備に準じて取り扱う設備として設定し、設備の重要度に応じた詳細度で設工認申請書に記載する。

（条項要求該当有無記号）

- ◎：基本的安全機能の条文の直接要求に該当するもの（設計仕様^{*1}他）
- 1：基本的安全機能に影響を与える機器に該当するもの（設計仕様^{*1}他）
- 2：安全機能の直接要求に該当し、性能、機能を達成するために仕様記載が必要なもの（設計仕様^{*1}他）
- ◇：安全機能の直接要求に該当するが、性能、機能を達成するために仕様が必要なもの（基本設計方針のみ）
- △：上記4項目の間接要求又は関連し、性能、機能を達成するのに必要な関連設備、機器^{*2}（基本設計方針に記載）
- ▲：地震時の波及的影響に関するもの（基本設計方針に記載）
- ：信頼性拡張設備に係るもの（必要に応じて基本設計方針に記載）
- －：当該条項の要求事項に該当しない

*1：設備により記載項目・内容を決定

*2：基本設計方針の記載で「関係しない旨を示す設備、機器」は「△」としない。

2. 2 説明の整理結果

以上の方針に基づいて、設工認申請対象機器の技術基準適合性について整理した結果を添付書類3表「設工認申請対象機器の技術基準適合性に係る整理」に示す。

以 上

